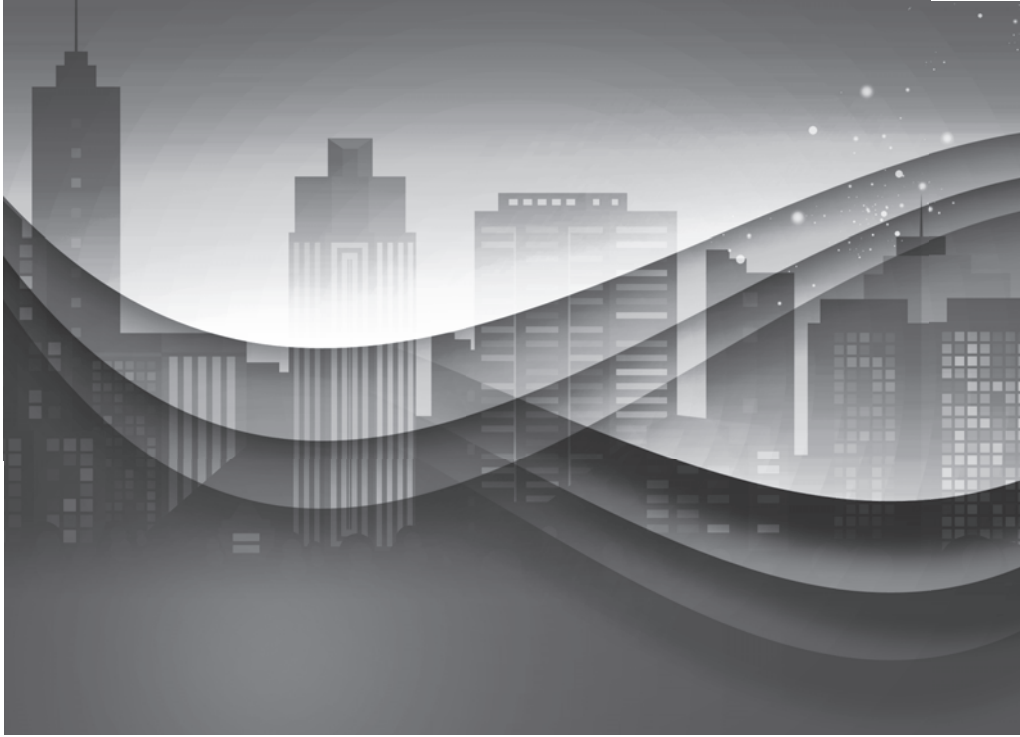


# 源泉徴収のしかた

平成 30 年 版



源泉徴収についてお分かりにならない点などがありましたら、ご遠慮なく  
税務署にお尋ねください。

## 平成30年からの配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しについて

- 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額等が改正され、平成30年分以後の所得税について適用されます。
- 平成30年1月以後に支払を受けるべき給与等に係る毎月（毎日）の源泉徴収税額の算出方法などについては、この冊子や国税庁ホームページをご覧ください。

## 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)について

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が導入されました。

国税のマイナンバー制度に関する情報や法人番号の最新情報については、国税庁ホームページをご覧ください。



 国 税 庁

この社会あなたの税がいきている

法人番号 7000012050002

リサイクル適性<sup>®</sup>

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

